中学校給食センター整備運営事業

募集要項

令和5年8月

和歌山市

一目 次 —

1. 募集要項の定義	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名	2
2.2. 公共施設等の管理者の名称	2
2.3. 事業の目的	2
2.4. 用語の定義	2
2.5. 基本方針	3
2.5.1. 基本方針 1:安全で安心な学校給食の提供	3
2.5.2. 基本方針 2: 栄養バランスの優れた魅力的な学校給食	3
2.5.3. 基本方針 3:持続可能な学校給食の提供	3
2.5.4. 基本方針 4:食育・地産地消の推進	4
2.6. 事業の概要	4
2.6.1. 本件施設用地の立地条件等	4
2.6.2. 施設要件	4
2.6.3. 事業方式	5
2.6.4. 事業期間	6
2.6.5. 業務範囲	6
2.7. 法令等の遵守	7
2.8. 個人情報保護	7
2.9. 事業の実施スケジュール	8
2.10. 事業スキーム	8
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	Q
3.1. 募集及び選定に関する基本的な考え方	
3.2. 募集及び選定のスケジュール	
3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件	
3.3.1. 参加者の構成等	
3.3.2. 参加者の資格要件	
3.3.3. 構成員の制限	
3.3.4. 和歌山市競争入札参加資格登録業者名簿に登録がない者の参加	
3.3.5. 地域経済への配慮	
3.3.6. 競争参加資格の確認	
3.4. 参加手続き等	
3.4.1. 募集要項等に関する質問の受付	
3.4.2. 募集要項等に関する質問に対する回答	
3.4.3. 競争参加資格審査書類の受付、競争参加資格審査結果の通知	

	3.4.4. 個	5月对話	16
	3.4.5. 摄	是案書の受付	17
	3.5. 優先3	を渉権者の決定方法等	19
	3.5.1. 灌	香查	19
	3.5.2. E	: アリングの実施	19
	3.5.3. 優	憂先交渉権者の決定	19
	3.6. 契約に	ご関する基本的な考え方	20
	3.6.1. 契	習約の締結	20
	3.6.2. 競	竞争参加資格を欠いた場合の対応	20
	3.6.3. 基	基本協定書及び契約書の内容変更	20
	3.6.4. 基	基本協定書及び契約書作成費用	20
	3.6.5. 支	₹払方法	20
4	・その他・		21
•		養会の議決	

	_	「事業において使用する言語、通貨単位等	
		情報公開及び情報提供	
		要項等に関する問合せ先	
	··-· ·	C.X 41-121 / GITH C.20	

1. 募集要項の定義

中学校給食センター整備運営事業募集要項(以下「募集要項」という。)は、和歌山市が設計・施工・維持管理・運営一括発注方式(以下「DBO 方式」という。)により発注する中学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)に対して本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、本プロポーザルに参加しようとする者(以下「応募者」といい、競争参加資格審査を通過した者を「参加者」という。)を対象に交付するものである。

また、本募集要項に添付されている以下の資料は、本募集要項と一体のものとする。(以下「募集要項等」という。)

- 要求水準書
- 基本協定書(案)
- · 設計 · 工事監理業務委託契約書(案)
- 建設工事請負契約書(案)
- ・維持管理・運営業務委託契約書(案)
- · 事業者選定基準
- 様式集

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等への質問に対する回答によること とする。

2. 事業概要

2.1. 事業名

中学校給食センター整備運営事業

2.2. 公共施設等の管理者の名称

和歌山市長 尾花 正啓

2.3. 事業の目的

和歌山市(以下「市」という。)では、和歌山市立中学校における全員給食の導入に向け、令和 3 年度実施の和歌山市中学校給食実施方法等調査検討業務において、市の給食に係る様々な課題 を調査するとともに全員給食の実施に向けて最適な学校給食実施方式の選定に係る基礎資料を作成し、各種関係機関等の意見も踏まえ、教育委員会として、センター方式を導入するとの決定を 行った。

令和4年度は、上記教育委員会の決定を踏まえ「和歌山市中学校給食等実施計画」を策定し、 給食センターの候補地や中学校給食の実施に向けた取組等を定めるとともに、事業手法は DBO 手法が最適であると決定した。

本事業は、「和歌山市中学校給食等実施計画」に基づき中学校給食センターの整備を行い、市立 中学校 16 校に対して、安全安心で魅力ある学校給食の提供を実現することを目的とする。

事業手法は、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供、 及び学校給食の有するリスクの適正な管理を目指し、DBO 手法を採用して整備運営を行う。

2.4. 用語の定義

募集要項において使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構、土 木構造物等を含む全ての施設をいう。

イ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

ウ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器(作業台、移動台、戸棚、コンテナ等)をいう。

工 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

オ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

カ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

キ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、生徒・教職員が使用する備品をいう。

ク 配送校

本事業において給食配送対象となる学校をいう。

ケ保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

コ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態 まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等 は除く。

サ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

シ補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

ス配膳

本件施設から各配送校に配送された給食を当該配送校の各学級に分配することをいう。

2.5. 基本方針

本事業の基本方針は、以下のとおりとする。

2.5.1. 基本方針 1:安全で安心な学校給食の提供

a) 適切な衛生管理環境・体制の構築

安全で安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に基づいた 適切な衛生管理環境や体制を構築する。

b) 食物アレルギー対応

食物アレルギーのある生徒に学校給食を提供できるよう、対応品目の充実や生徒に応じた対応等、食物アレルギーに対応するための調理施設や体制等を整える。

2.5.2. 基本方針 2: 栄養パランスの優れた魅力的な学校給食

a) 中学生にふさわしい献立

中学生は心身の成長が著しい時期であることから、食品成分中の機能性を利用した健康の 増進やおかずの量や品目数等を工夫することによる食育の推進を図るために望ましいバラン スの取れた献立を提供する。

b) 魅力的な学校給食

学校給食において、必要な栄養素及びエネルギーを効果的に摂取できるよう、味、食感、提供温度に工夫を凝らし、旬の食材や素材の持ち味を生かした魅力的な学校給食を目指す。

2.5.3. 基本方針 3:持続可能な学校給食の提供

a) 安定した学校給食の提供

新たな中学校給食の導入にあたっては、イニシャルコスト、ランニングコストだけでなく、 環境にも配慮し、公共サービスとして長期にわたり安定した学校給食の実現を目指す。

b) 将来変動にも対応できる学校給食

持続可能な学校給食を実現するため、現在の状況だけでなく、将来起こりうる生徒数の増減や、学校の統廃合にも柔軟に対応できる実施体制、学校給食施設等を整える。

c) 災害時における早期復旧、学校給食の早期再開・継続並びに地域貢献

災害時においても被害を最小限に抑え、早期復旧を可能にし、学校給食を早期に再開・継続するとともに、食材を含む救援物資や情報の提供等、地域貢献のできる学校給食施設を目指す。

2.5.4. 基本方針 4:食育・地産地消の推進

a) 生きた教材となる学校給食

全ての中学生が食や身体の成長・健康に関心をもち、将来に向けて自らの食事を自ら選択し 管理していく力を養えることや、食事や食事の準備、後片付け等を通してよりよい人間関係を 身につけることができるよう、学校給食を生きた教材とし、健全な食生活の基礎づくりを目指 す。

b) 様々な食体験ができる学校給食

学校給食を通して、行事や季節、多様な文化に触れることのできる食体験を中学生に提供できるような献立の実現を目指す。

c) 地域とつながる学校給食

献立の作成と給食物資の選定にあたっては、和歌山市産や和歌山県産等の地場産の食材や地域の特色のある食材(鯨肉・ジビエなど)や郷土料理を積極的に取り入れることにより、地域の自然や文化等への理解を深め、郷土を愛する心を育む。

2.6. 事業の概要

2.6.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地 和歌山市西浜 1660 番 401

イ 面積 約 8.000 m²

ウ 都市計画

(ア) 区域区分 市街化区域(イ) 用途地域 商業地域

(ウ) 防火・準防火地域 指定なし(建築基準法第22条による区域)

(エ) その他の地域区域 臨港地区 (無分区)

(オ) 建ペい率・容積率 80%・400%

エ 埋蔵文化財包蔵地登録 なし

オ 既設建物 倉庫棟、旧冷蔵庫棟、受水槽(ポンプ室)、冷凍倉庫が立地する

が、令和6年3月末までに解体予定

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等にあたって、自らの 責任において関係機関等への確認を行うこと。

2.6.2. 施設要件

(1) 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要であ

る。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCPの概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

(2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

(3) 施設規模

1日当たり最大8,300食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

(4) 施設機能

本件施設に必要な施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸室等			
_	市専用部分	市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用便所、市職員用玄関等			
般エリ	共用部分	見学者エリア、研修室兼会議室、来客用便所、ユニバーサルトイレ、廊下等 設出入口、屋上避難スペース、機械室・電気室・ボイラー室 等			
ア	事業者 専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、食堂、事業者用便所、配送員用控え室 等			
給	汚染作業 区域	■検収・下処理ゾーン 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落し室、米庫、洗米室、食品 庫・調味料庫、調味料計量室、物品倉庫、冷蔵室・冷凍室、各下処理室、汚染 区域用器具洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等 ■洗浄ゾーン 洗浄室、洗剤庫、食器・食缶等回収用風除室、残渣処理室 等			
食エリア	非汚染作業 区域	■調理ゾーン 揚物・焼物室、煮炊き調理室、和え物室、アレルギー対応調理室、炊飯室、非汚染区域用器具洗浄室、添物用仕分室 等 ■配送・コンテナプールゾーン 配送用風除室、コンテナ室 等 ※添物用仕分室は、「配送・コンテナプールゾーン」に設置することも可とする。			
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室、洗濯・乾燥室、調理従事者用便所、備蓄倉庫、倉庫 等			
付帯施設 排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駅 び塀、防火水槽 等		排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、敷地内通路、門扉及 び塀、防火水槽 等			

2.6.3. 事業方式

本事業の事業方式は、市が所有する土地に事業者自らが本件施設を設計及び建設し、竣工後は市に本件施設等を引渡し、事業者が引渡し後の事業期間中に係る本件施設等の維持管理業務及び運営等業務を実施する DBO 方式とする。

2.6.4. 事業期間

本事業の事業期間は、基本協定締結日から令和22年7月末日までとする。

2.6.5. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (才) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 近隣対応・周辺対策業務
- (コ) 各種許認可申請等の手続業務
- (サ) 検査及び引き渡し業務
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 給食提供訓練業務
- (コ) 試食会の開催支援
- (サ) 事業説明資料の作成
- (シ) 映像紹介資料の作成
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (才) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務

- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- 工 運営業務
 - (ア) 食品検収補助・保管業務
 - (イ) 調理業務
 - (ウ) 配送・回収業務
 - (エ) 洗浄・消毒等業務
 - (才) 配膳業務
 - (カ) 廃棄物処理業務
 - (キ) 運営備品保守管理業務(調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・ 更新業務を含む。)
 - (ク) 配送車維持管理業務
 - (ケ) 衛生管理業務(従事者の健康管理を含む。)
 - (コ) 食育推進促進業務
 - (サ) 広報支援業務(見学者対応支援を含む。)
 - (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運営業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (工) 栄養管理業務
- (才) 調理指示業務
- (力) 給食費管理業務
- (キ) 食数調整業務
- (ク) 広報業務(見学者対応を含む。)
- (ケ) 大規模修繕業務(事業期間終了後)
- (コ) 食育業務
- (サ) 市職員用事務室内の事務備品の調達、維持管理・更新業務
- (シ) 光熱水費の負担
- (ス) 配送校配膳室改修業務

2.7. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

2.8. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、 個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

2.9. 事業の実施スケジュール

ア 設計・建設期間 令和6年1月~令和8年1月(25か月間)

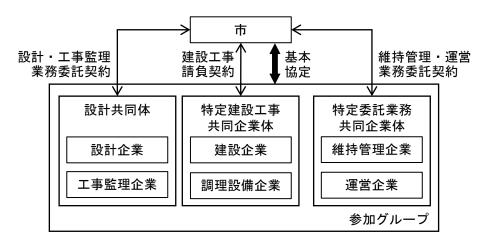
イ 本件施設の引渡し 令和8年1月

ウ 開業準備期間 令和8年2月~令和8年3月(2か月間)

エ 維持管理・運営期間 令和8年4月~令和22年7月(14年4か月間)

2.10. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。



- ※1 各企業の概要は、「3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件」のとおりとする。
- ※2 基本協定及び設計・工事監理業務委託契約並びに建設工事請負契約は、令和6年1月 を目途として締結(建設工事請負契約は仮契約)し、建設工事請負契約は市議会の議 決があった場合に本契約を締結したものとする。
- ※3 維持管理・運営業務委託契約は、建設工事請負契約が本契約として効力を生じた後、 速やかに契約を締結する。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

3.2. 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集・選定スケジュール (予定) は、次のとおりとする。

日程		内容
	8月23日 (水)	募集要項等の公表
	9月13日 (水)	募集要項等に関する質問受付期限
	9月27日(水)	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	10月 4日 (水)	競争参加資格審査書類の受付期限
	10月12日 (木)	競争参加資格審査結果の通知
	10月18日 (水)	個別対話受付期限
令和	10月27日 (金)	個別対話
5 年度	12月 4日 (月)	提案書の受付締切
	12月下旬	提案書に関するヒアリング (プレゼンテーションを含む)
	1月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
	1875	基本協定及び設計・工事監理業務委託契約の締結
	1月下旬	建設工事請負契約の仮契約締結
	2月下旬	建設工事請負契約の本契約の締結 (議会承認後)
	2月 [刊	維持管理・運営業務委託契約の締結

3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件

3.3.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業(以下「設計企業」という。)、 建設を担当する企業(以下「建設企業」という。)、工事監理を担当する企業(以下「工事 監理企業」という。)、調理設備調達を担当する企業(以下「調理設備企業」という。)、本 事業の維持管理業務を担当する企業(以下「維持管理企業」という。)及び本事業の運営業 務を担当する企業(以下「運営企業」という。)を含む複数の企業のグループにより構成さ れるものとし、運営企業のうちの事業マネジメントを行う者をグループの代表企業とする。 設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企 業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業が設計・建設業務を、維持管理企業が維持管理業務を、運営企業が運営業務を実施するものとする。ただし、設計企業、建設企業、調理設備企業が維持管理業務の一部を実施することは可とする。

- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一の者 又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。(「資本面で関 係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はそ の出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」と は、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。)
- ウ 参加者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業:運営企業のうちの1者で構成員を代表し、本プロポーザルの手続きを行う企業 構成企業:代表企業以外の構成員

エ 一参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者と の各種契約を締結後、選定されなかった参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協 力することは可能とする。

オ 構成員は、受託した又は請け負った業務のうち、第三者に委託又は下請負人を使用する場合は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

3.3.2. 参加者の資格要件

参加者の構成員は、次の競争参加資格要件のうち、分担する業務範囲に応じた要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 全構成員共通

全ての構成員は、競争参加資格審査書類の受付締切日に有効な和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

なお、和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者は、3.3.4. に示す書類を提出し、 次の要件を満たしていると市が判断した場合に限り参加を認める。

アー次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者
- (イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者
- (ウ) 前号に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は本プロポーザルの代理人として 使用する者
- イ 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - (ア) 市税(和歌山市が賦課徴収するものに限る。)
 - (イ) 消費税及び地方消費税
 - (ウ) 所得税又は法人税
- ウ 本募集要項の公表日から優先交渉権者決定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱(平成5年5月1日制定)又は、和歌山市建設工事等指名停止基準(平成15年5月1日制定)及び和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ ウに掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱 要領(平成20年6月1日制定)に基づく排除措置を受けていないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)があった者にあっては同法の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けた者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあっては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

(2) 設計企業及び工事監理企業

設計企業及び工事監理企業は、次の要件を満たす企業で構成される設計共同体とすること。 共同体の代表者は設計企業の1者とすること。なお、1者で設計企業及び工事監理企業の要件 を全て満たす場合は、単独企業での参加も可とする。

a)設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、設計企業を複数の企業とする場合、 全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はア〜ウの要件を満たしていること。

- ア 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 新築かつ延床面積 1,000 ㎡以上の施設(平成 20 年 4 月以降に竣工した施設に限る)の実施 設計を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成 20 年 4 月以降に竣工した新築のドライシステムを採用した学校給食センター(学校 給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。)の実施設計を元請として 完了した実績を有していること。

b)工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、工事監理企業を複数の企業とする場合、全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はア〜ウの要件を満たしていること。

- ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 新築かつ延床面積 1,000 ㎡以上の施設(平成 20 年 4 月以降に竣工した施設に限る)の工事 監理を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成 20 年 4 月以降に竣工した新築のドライシステムを採用した学校給食センターの工事 監理を元請として完了した実績を有していること。

(3) 建設企業及び調理設備企業

建設企業及び調理設備企業は、次の要件を満たす企業で構成される特定建設工事共同企業体とすること。共同企業体の代表者は建設企業の1者とすること。なお、1者で建設企業及び調理設備企業の要件を全て満たす場合は、単独企業での参加も可とする。

a)建設企業

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、建設企業を複数の企業とする場合、 全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はア及びイの要件を満たしていること。 また、単独企業である場合はその企業、複数企業である場合少なくとも1者は、本店が和歌山 市内にある法人又は主たる事業所が和歌山市内にある個人であること。

なお、競争参加資格審査書類の受付締切日に有効な和歌山市競争入札参加有資格者名簿に 登録がない者は、ウ及びエの要件も満たすこと。

- ア 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定 建設業の許可を受けていること。
- イ 新築かつ延床面積 1,000 ㎡以上の施設(平成 20 年 4 月以降に竣工した施設に限る)の施工を元請として完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、共同企業体の構成員数が 3 社以上で 20%以上出資した者、2 社で 30%以上出資した者については

実績とみなす。

- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- エ 社会保険等 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) に加入していること (法令により適用除外とされる場合を除く)。

b) 調理設備企業

調理設備企業は、次の要件を満たしていること。なお、調理設備企業を複数の企業とする場合、少なくとも1者は要件を満たしていること。

ア 平成 20 年 4 月以降にドライシステムを採用した学校給食センターの調理設備調達を元請 として完了した実績を有していること。

(4) 維持管理企業及び運営企業

維持管理企業及び運営企業は、次の要件を満たす企業で構成される特定委託業務共同企業体とすること。共同企業体の代表者は運営企業の1者とすること。共同企業体の代表者は、代表企業を兼ねるものとする。なお、1者で維持管理企業及び運営企業の要件を全て満たす場合は、単独企業での参加も可とする。

a) 維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、維持管理企業を複数の企業とする場合、少なくとも1者は要件を満たしていること。

ア 国又は地方公共団体が平成 20 年 4 月以降に発注した公共施設の維持管理業務を元請として完了した実績を有していること。

b)運営企業

運営企業は、次の要件を満たしていること。なお、運営企業を複数の企業とする場合、少な くとも1者は要件を満たしていること。

ア 平成 20 年 4 月以降にドライシステムを採用した学校給食センターの調理業務又は大量調理施設衛生管理マニュアル (平成 9 年厚生省生活衛生局長通知第 85 号) に基づき、同一メニューを 1 回 300 食以上若しくは 1 日 750 食以上を提供する調理施設における調理業務を元請として完了した実績を有していること。

3.3.3. 構成員の制限

本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者は、参加者の構成員となることはできない。

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋2丁目1-7丹生ビル2階
- ·NiX JAPAN 株式会社 富山県富山市奥田新町 1 番 23 号
- ・内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル10階

3.3.4. 和歌山市競争入札参加資格登録業者名簿に登録がない者の参加

3.3.2.(1) に掲げる和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者が参加する場合は、次のとおり資料を提出すること。

ア 3.3.2.(1) イに示す確認資料

(ア) 和歌山市に対し納付すべき市税に未納の額がないことを証する書類

和歌山市に対し納付すべき市税がある者は、法人にあっては和歌山市税に係る完納証明書及び和歌山市の法人市民税に係る納税証明書を、個人にあっては和歌山市税に係る完納証明書を提出すること。なお、当該証明書については、競争参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。和歌山市に対し納付すべき市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」(様式集 様式9)を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式 その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当 該証明書については、競争参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過 していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

イ 会社概要等

- (ア) 会社概要のわかるもの (パンフレット等既存のもので可。)
- (イ) 履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

当該証明書については、競争参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を 経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

- ウ 役員等調書及び照会承諾書(様式集 様式10)
- エ 委任状及び使用印鑑届出書(様式集 様式11)
- オ 印鑑証明書(法人)または印鑑登録証明書(個人)

当該証明書については、競争参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

3.3.5. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、和歌山市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

3.3.6. 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加資格審査書類の受付締切日とする。

なお、競争参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき競争参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、代表企業以外の者が競争参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

参加者は、代表企業以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、参加グループの構成員変更届(様式集 様式 25)を以下に持参又は郵送により提出すること。

〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市教育委員会事務局 学校教育部 保健給食管理課

3.4. 参加手続き等

3.4.1. 募集要項等に関する質問の受付

応募者から募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年8月23日(水)から令和5年9月13日(水)17時00分まで

(2) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) 和歌山市中学校給食センター整備運営事業」とし、募集要項等に関する質問(様式集 様式1)に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール: hokenkyushoku@city.wakayama.lg.jp

3.4.2. 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和5年9月27日(水)に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.3. 競争参加資格審査書類の受付、競争参加資格審査結果の通知

応募者は、競争参加資格審査書類を提出し競争参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに競争参加資格審査書類を提出しない者及び競争参加資格がないとされた者は 提案書を提出することはできない。

(1) 競争参加資格審査書類の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和5年8月23日(水)から令和5年10月4日(水)までの和歌山市の休日を定める条例(平成元年条例第62号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く9時00分から17時00分。(12時00分から13時00分までを除く。)

ただし、郵送による場合は、令和5年10月4日(水)17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市教育委員会事務局 学校教育部 保健給食管理課

ウ 提出方法

競争参加資格審査書類は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 競争参加資格審査書類の作成

競争参加資格審査書類は、様式集(様式3~23)に定めるところに従い作成すること。 なお、市は、提出された競争参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、 当該競争参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 競争参加資格審査結果の通知

競争参加資格審査結果は、競争参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和5年10月12日(木)までに通知する。

(4) 競争参加資格がないとされた場合の扱い

競争参加資格審査により、競争参加資格がないとされた者は、競争参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付日時

令和5年10月13日(金)から令和5年10月19日(木)までの休日を除く9時00分から17時00分。(12時00分から13時00分までを除く。)

ただし、郵送による場合は、令和5年10月19日(木)17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市教育委員会事務局 学校教育部 保健給食管理課

ウ 提出方法

競争参加資格がないとされた理由の説明要求書(様式集 様式 24)を提出場所へ持参又は 郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付す ること。

工 回答

令和5年10月26日(木)までに書面により回答する。

(5) その他

- ア 競争参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 市は、提出された競争参加資格審査書類を競争参加資格の審査以外の目的で提出者に無断 で使用しない。
- ウ 競争参加資格審査において競争参加資格があると認められた者であっても、市に提出した 書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した 場合は、当該審査結果を取り消すものとする。
- エ 競争参加資格審査書類の提出以後、参加者が提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式集 様式 26)を提案書の受付期限までに以下に持参又は郵送により提出すること。

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市教育委員会事務局 学校教育部 保健給食管理課

3.4.4. 個別対話

参加者と市の個別対話を次のとおり実施する。

本事業をより良いものとするため、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として実施 するものである。対話の参加方法等については以下のとおりである。

(1) 実施日

令和5年10月27日(金)

なお、実施時間や開催場所等の詳細については、別途、参加者に対して通知するものとする。

(2) 参加方法等

参加者の代表企業は、令和 5 年 10 月 13 日 (金) から令和 5 年 10 月 18 日 (水) 17 時 00 分までに、件名を「【代表企業名・個別対話申込】中学校給食センター整備運営事業」とし、個別対話申込書(様式 2-1~2-3)に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール: hokenkyushoku@city.wakayama.lg.jp

(3) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

(4) 留意事項等

a)留意事項

- ア 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確 約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- イ 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、 市で判断し、対話した参加者に確認の上、その内容を市ホームページ等で明らかにする場 合がある。
- ウ 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、IC レコーダー等を用いて録音する ことは禁止する。
- エ 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- オ 参加人数は、1参加者につき6名までとする。
- カ 様式 2-3 は、本件施設外で運営業務を行う提案をする予定がある場合に限り提出すること。 市は、個別対話において当該提案を認めるかどうかの判断、認める場合の条件や提出を求 める提案書の追加資料について回答する。

b) 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は 60 分とする。60 分間を必要としなかった場合は、60 分間経過以前でも 終了可能とする。

c) 個別対話の進め方

- ア 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順 字で進めなくてもよい。
- イ 市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の 説明を行う。
- ウ 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

3.4.5. 提案書の受付

参加者は、提案書を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 提案書の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和5年10月13日(金)から令和5年12月4日(月)までの休日を除く9時00分から17時00分。(12時00分から13時00分までを除く。)

ただし、郵送による場合は、令和5年12月4日(月)17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市教育委員会事務局 学校教育部 保健給食管理課

ウ 提出方法

提案書を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参による場合は、提出日時を事前に電話連絡を行うこと。また、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 提案審査書類の受付にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

参加者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、提案書を提出すること。

イ 費用負担等

提案書の作成及び提出等に係る必要な費用は、全て参加者の負担とする。

ウ 提案書の作成方法

提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

工 棄権

参加者が、提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

オ 公正な競争の確保

参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に 抵触する行為を行ってはならない。参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、 事業者の選定を公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者又はその代 理人の提出する提案書を受け付けず、事業者の募集を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

カ 提案価格の記載等

(ア) 提案限度額

9,376,676,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

(イ) 提案価格の記載

提案価格は、価格提案書(様式集 様式 43) に記載すること。この際の計算に物価変動率 は見込まないものとする。

なお、維持管理・運営対価の消費税及び地方消費税については、固定料金・変動料金の別に維持管理・運営業務委託契約書(案)別紙 4-2 に示す各回(86回)の支払いに応じて算出した額を合計すること。

キ 提案価格算定用年間提供給食数

提案価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。なお、年間 の施設稼働日数は195日、各配送校の給食提供日数は176日とする。

年度	配送校の生徒 及び教職員数	年度	配送校の生徒 及び教職員数
令和8年度	7,607	令和 16 年度	6,529
令和9年度	7,431	令和 17 年度	6,415
令和 10 年度	7,341	令和 18 年度	6,390
令和11年度	7,224	令和 19 年度	6,366
令和 12 年度	7,246	令和 20 年度	6,341
令和 13 年度	7,107	令和 21 年度	6,316
令和 14 年度	7,030	令和 22 年度	6,292
令和 15 年度	6,799		

ク 提案書の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認める ときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、提案書の作成以外の目的で使用することはできない。

(エ) 提案書の変更禁止

提案書の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りではない。

ケ 契約保証金

設計・建設期間については、設計・工事監理業務委託契約の締結と同時に契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上、建設工事請負契約の効力の発生と同時に請負代金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上に相当する額を契約保証金とし

て納付するものとする。

開業準備期間及び維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、維持管理・運営 初年度の委託料(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上に相当する額を契約保 証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供等をもって代えることができるもの とし、詳細については、設計・工事監理業務委託契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及 び維持管理・運営業務委託契約書(案)に記載する。

3.5. 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザルとし、審査は「競争参加資格審査」、「提案審査」 の二段階に分けて実施する。なお、詳細は事業者選定基準を参照のこと。

3.5.1. 審査

審査は、市が本事業のために設置する中学校給食センター整備運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が事業者選定基準に基づき行う。

3.5.2. ヒアリングの実施

事業者選定基準に基づき提案審査(性能審査)の対象となった参加者に対して提案内容の説明 を求めるため、ヒアリングを行う。

なお、実施日時や開催場所等の詳細については、別途、参加者に対して通知するものとする。

3.5.3. 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

市は、競争参加資格審査及び提案審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

なお、決定結果について、異議申立ては一切受け付けない。

(2) 結果の公表

市は、各参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に参加者がない場合には、優 先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も競争参加資格審査及び提案審査を実施し、事業者として 適切と判定された場合において、当該参加者を優先交渉権者として決定する。

ただし、競争参加資格審査及び提案審査(基礎審査)において失格となった場合又は事業者として適切ではないと判定された場合(総合評価値が1,000点中600点未満の場合)は、本プロポーザルは成立しないものとする。

3.6. 契約に関する基本的な考え方

3.6.1. 契約の締結

市は、優先交渉権者決定後に、優先交渉権者を相手方として基本協定及び設計・工事監理業務 委託契約の締結及び建設工事請負契約の仮契約を締結する。

建設工事請負契約の仮契約は、和歌山市議会において同契約の締結に係る議決を得た場合に本 契約となる。また、建設工事請負契約が本契約として効力を生じた後、速やかに市は、優先交渉 権者を相手方として、維持管理・運営業務委託契約を締結する。それぞれの契約金額は、価格提 案書(様式集 様式43)に記載された見積額の内訳による。

3.6.2. 競争参加資格を欠いた場合の対応

優先交渉権者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に参加者が備えるべき競争参加資格要件を満たさなくなったときは、当該参加者の優先交渉権者の決定を取り消すとともに、設計・工事監理業務委託契約又は建設工事請負契約の仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。この場合、市は当該参加者以外の参加者のうち、最も評価の高かった者を優先交渉権者として 3.6.1. の手続きを行う。

ただし、市が別途指定する期間内に、競争参加資格要件を満たさなくなった構成員(代表企業は除く)に代わって、競争参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、優先交渉権者の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により基本協定を締結できない場合は、建設工事請負契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することがある。

3.6.3. 基本協定書及び契約書の内容変更

優先交渉権者との基本協定及び各種契約の締結に際し、基本協定書及び各種契約書の内容変更は行わない。ただし、基本協定及び各種契約の締結(建設工事請負契約の場合は仮契約の締結)までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.6.4. 基本協定書及び契約書作成費用

基本協定書及び各種契約書の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代など、基本協定 書及び各種契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

3.6.5. 支払方法

(1) 設計·工事監理業務委託契約

市は、設計業務及び工事監理業務対価については、設計・工事監理業務委託契約書の規定に基づき支払うものとする。

なお、令和 5 年度に支払いは行わない。また、設計業務は令和 6 年度に設計成果物が完成 し、市の検査に合格した場合であっても完成払は行わない。

(2) 建設請負契約

市は、建設業務対価については、建設工事請負契約書の規定に基づき支払うものとする。 なお、令和5年度に支払いは行わない。

(3) 維持管理・運営委託契約

a) 開業準備業務費

市は、維持管理・運営業務委託契約に基づき開業準備業務完了後に開業準備業務対価を一括して支払うものとする。

b) 維持管理·運営業務費

市は、維持管理・運営業務委託契約に基づき維持管理・運営業務開始後から維持管理・運営期間にわたって年6回支払うものとする。

4. その他

4.1.1. 議会の議決

市は、建設工事請負契約に関する議案を令和6年2月定例市議会に提出する予定である。

4.1.2. 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

4.1.3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、 通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4.1.4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4.2. 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山市教育委員会事務局 学校教育部 保健給食管理課

担当:中西、川口、川端

〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地

電話: 073-435-1137

電子メール: hokenkyushoku@city.wakayama.lg.jp